

# 鹿児島県障害福祉計画

平成 19 年 3 月

## 鹿児島県障害福祉計画 目次

### 第1章 障害福祉計画の作成について

- 第1節 計画作成の趣旨
- 第2節 計画の期間
- 第3節 区域の設定

### 第2章 障害福祉計画の基本的方向について

- 第1節 基本理念
- 第2節 平成23年度における目標値

### 第3章 指定障害福祉サービス及び指定相談支援について

- 第1節 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 第2節 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の必要な見込量の確保のための方策
- 第3節 指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置並びに指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置
- 第4節 指定障害者支援施設等の必要入所定員総数

### 第4章 地域生活支援事業について

- 第1節 地域生活支援事業の種類ごとの見込み
- 第2節 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項及び提供体制の確保に関し必要な事項

### 第5章 地域共助のまちづくりに向けて

### 第6章 計画の達成状況の点検及び評価

## 第1章 障害福祉計画の作成について

### 第1節 計画作成の趣旨

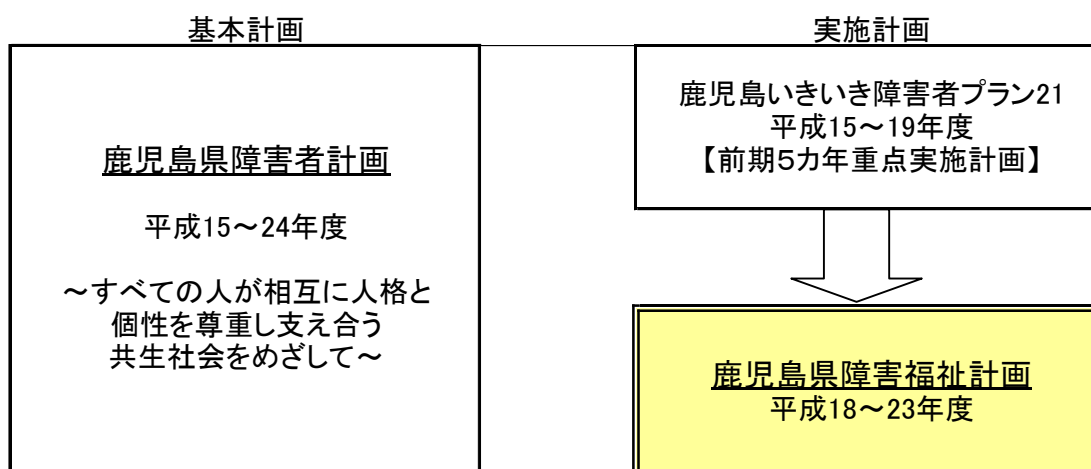
我が国の障害保健福祉施策においては、平成15年度に、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の自己決定を尊重し、利用者自らがサービスを選択する「支援費制度」が導入されました。

当該制度の導入により、新たなサービスの利用者が増加するなど、障害者等が地域で暮らす上での基盤が整備されましたが、その一方で、

- ・ 今後も利用者が増加することが見込まれる中で、制度をより安定的・持続的なものとする
- ・ 精神障害者が支援費制度の対象となっていないなど、障害種別で異なっている障害福祉サービス体系や公費負担医療制度を一元的なものとする
- ・ 地域生活への移行や就労支援といった新たな課題への対応が求められている

などの観点から、障害保健福祉施策の抜本的な改革を行うため、平成18年4月に「障害者自立支援法」が一部施行され、同年10月に全面施行されました。

本計画は「障害者自立支援法」第89条に基づき、障害福祉サービス等の必要量を見込み、また、その確保のための方策等を定めるもので、「障害者基本法」に基づき策定し、平成15年度から同24年度を計画期間とする「鹿児島県障害者計画」の実施計画としても位置付けられるものです。

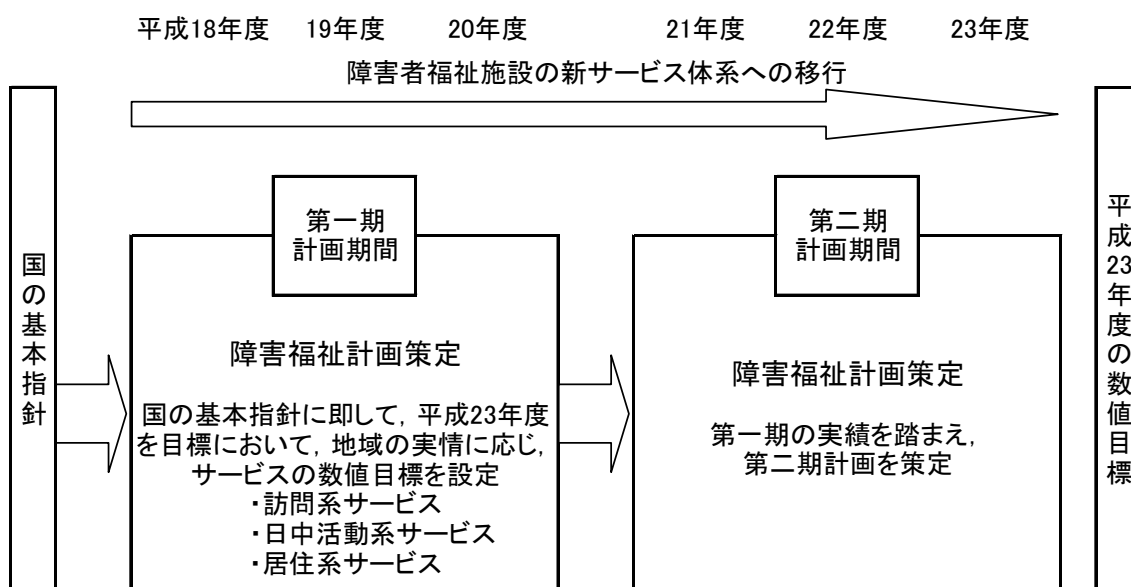


## 第2節 計画の期間

第一期障害福祉計画の計画期間は、平成18年10月1日から平成20年度までとし、現在の施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度末時点での数値目標等も併せて設定します。

また、平成20年度中に必要な見直しを行い、平成21年度から平成23年度を新たな計画期間とする第二期障害福祉計画を策定します。

特に、第一期計画期間内の平成20年度までに、「障害者自立支援法」の着実な定着を図るため、障害者自立支援法対策臨時特例交付金で創設する基金を活用した特別対策事業を実施します。



### 第3節 区域の設定

指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域については、地域の実情に応じて適切な範囲で当該区域を定めることが必要であります。

そのため、援護の実施市町村と利用者の所在市町村との地理的距離が離れている場合が比較的多い「施設入所支援（入所定員総数）」と「療養介護」及び全県的な利用量の調整が必要となる「生活介護」と「就労継続支援B型」については、県全体を1つの区域とします。

なお、「生活介護」「就労継続支援B型」は第3章第1節に定める計画数値を超えると見込まれる場合、「施設入所支援（入所定員総数）」は第3章第4節に定める計画数値を超えると見込まれる場合、都道府県は新規指定（定数増含む）をしないことができるとされます。（障害者自立支援法第36条第4項、同第38条第2項）

区 域 名	区 域 を 構 成 す る 市 町 村
①鹿 児 島	鹿児島市，日置市，いちき串木野市，鹿児島郡
②南 薩	枕崎市，指宿市，南さつま市，揖宿郡，川辺郡
③北 薩	阿久根市，出水市，薩摩川内市，薩摩郡，出水郡
④始良・伊佐	大口市，霧島市，伊佐郡，始良郡
⑤大 隅	鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，曾於郡，肝属郡
⑥熊 毛	西之表市，熊毛郡
⑦奄 美	奄美市，大島郡

\* 県総合事務所の所管区域に基づき設定。

資料：本県の障害者の状況

1 身体障害者

・手帳所持者の年齢別状況 (単位：人)

	H14	構成比率	H17	構成比率	H17/H14
18歳未満	1,482	1.6%	1,427	1.4%	96.3%
18歳以上	92,518	98.4%	100,017	98.6%	108.1%
計	94,000	100.0%	101,444	100.0%	107.9%

・内容と等級別の状況 (H17) (単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	4,156	2,714	743	583	846	859	9,901
聴覚障害	465	3,241	1,562	1,836	69	4,261	11,434
言語障害	48	109	572	265	0	0	994
肢体不自由	12,727	14,240	8,480	10,235	5,824	2,701	54,207
内部障害	12,927	306	6,584	5,091	0	0	24,908
計	30,323	20,610	17,941	18,010	6,739	7,821	101,444

2 知的障害者

・手帳所持者の年齢別状況 (単位：人)

	H14	構成比率	H17	構成比率	H17/H14
18歳未満	2,119	16.8%	2,380	17.3%	112.3%
18歳以上	10,470	83.2%	11,412	82.7%	109.0%
計	12,589	100.0%	13,792	100.0%	109.6%

・程度別の状況 (H17) (単位：人)

	重度	中・軽度	計
18歳未満	1,137	1,243	2,380
18歳以上	5,622	5,790	11,412
計	6,759	7,033	13,792

3 精神障害者

・入院及び通院別の状況 (単位：人)

	H14	構成比率	H17	構成比率	H17/H14
入院患者	9,652	41.7%	9,436	36.3%	97.8%
通院患者	13,486	58.3%	16,532	63.7%	122.6%
計	23,138	100.0%	25,968	100.0%	112.2%

(注) 通院患者数は精神通院公費負担制度の利用者数で、年間発行受給者証数から推計した人数。

・手帳所持者の状況 (単位：人)

	H14	構成比率	H17	構成比率	H17/H14
1級	409	7.6%	479	6.1%	117.1%
2級	3,494	65.3%	5,384	68.9%	154.1%
3級	1,449	27.1%	1,953	25.0%	134.8%
計	5,352	100.0%	7,816	100.0%	146.0%

## 第2章 障害福祉計画の基本的方向について

### 第1節 基本理念

本計画の基本理念は以下のとおりとします。

#### (1) 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別、程度を問わず、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

その際、障害者等の様々な年齢段階や生活環境等に適切に対応するため、関係機関との緊密な連携に努めます。

#### (2) 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化

障害福祉サービスに関し、実施主体について、市町村を基本とする仕組みに統一されるとともに、従来、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度が一元化された（ただし、障害児の施設サービスについては当面は県）ことに伴い、立ち遅れている精神障害者等に対するサービスの充実を図り、発達障害や高次脳機能障害等も含め、地域の実情を踏まえたきめ細やかな県の支援を通じて、地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均衡を図ります。

#### (3) 地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、グループホーム等の充実による地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支える地域共助のシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりやNPO等によるサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

## 第2節 平成23年度における目標値

第二期障害福祉計画の最終年度である平成23年度における数値目標は以下のとおりとします。

障害者施設の入所者については、高齢者や障害者等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅を登録し、当該物件の情報提供や居住支援等を行う、あんしん賃貸支援事業と市町村地域生活支援事業の居住サポート事業との連携など関係機関における緊密な連携を促進しつつ、現在の入所者約4,060人の約14%がグループホーム等の地域生活へ移行する一方で、待機者が多い本県の実情を踏まえ、新たに一定の新規入所者を見込むため、施設入所者の合計では約7%の減少と見込みました。

精神科病院における「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」約690人（県調査による）についても、関係機関との緊密な連携により、グループホームや一般住宅等の地域生活への移行を促進することにより、計画の最終年度である平成23年度までに約580人を減少させ、平成24年度で全て解消すると見込みました。

また、福祉施設を利用する障害者等の一般就労についても、労働部局や教育部局等との緊密な連携を図り、平成23年度において現在の3倍にあたる年間54人を目標とするとともに、各種施策の積極的な活用を見込みました。

なお、現在、日置市に1箇所ある障害者就業・生活支援センターについては、平成23年度までに3箇所に増加させる目標としました。

### 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
現在の施設入所者数	4,061 人	平成17年10月1日の全施設入所者数とする
【目標値】地域生活移行者数	552 人 13.6 %	現在の全入所者のうち、平成23年度末までに施設入所からグループホーム等へ地域移行する者(注1)の数 (割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値)
【目標値】削減見込	289 人 7.1 %	平成23年度末段階での削減見込数(注1) (割合については削減見込数を全入所者で除した値)

### 2. 入院中の退院可能精神障害者の減少目標値

項目	数値	考え方
現在	691 人	現在の退院可能精神障害者数(平成24年度末で解消予定)
【目標値】減少数	583 人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数



### 3. 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数 値	考 え 方
現在の年間一般就労移行者数	18 人	平成17年度において福祉施設(注2)を退所し、一般就労へ移行した者(注3)の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	54 人 3.0 倍	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (倍率)
【目標値】公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数	54 件	平成23年度において公共職業安定所の支援を受けて、福祉施設から一般就労する件数
【目標値】障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	17 人 31.5 %	平成23年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者委託訓練の受講者数 (受講率)
【目標値】障害者試行雇用事業の開始者数	27 人 50.0 %	平成23年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者試行雇用事業の開始者数 (開始率)
【目標値】職場適応援助者による支援対象者数	27 人 50.0 %	平成23年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職場適応援助者による支援の利用者数 (利用者割合)
【目標値】障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	54 人	平成23年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数
【目標値】障害者就業・生活支援センターの設置か所数	3 か所	平成23年度における障害者就業・生活支援センターの設置か所数
【目標値】就労移行支援利用者数	456 人 7.8 %	平成17年度において福祉施設を利用する者のうち、平成23年度までに就労移行支援を利用する者の数 (割合)
【目標値】就労継続支援A型(雇用型)利用者数	406 人 16.9 %	平成23年度において就労継続支援を利用する者のうち、A型(雇用型)の利用者数 (割合)

(注1) 全入所者のうち、入所期限のある「身体障害者更生施設」及び「精神障害者生活訓練施設」は地域移行対象人数から除きますが、入所者数の減には含みます。

(注2) 平成17年度において福祉施設を利用する者は、更生・療護・授産・生活訓練・福祉工場・小規模通所授産の各施設の利用者です。なお、当該福祉施設利用者は県全体で5,821人(入所系:4,061人、通所系1,760人)ですが、県内事業所の新体系移行計画を踏まえて上記の数値となりました。

(注3) 一般就労移行者とは、一般企業等に就職した者(就労継続支援A型及び福祉工場利用者を除く)、在宅就労した者及び自ら起業した者を指します。

### 第3章 指定障害福祉サービス及び指定相談支援について

#### 第1節 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込みについては、第1章第3節で設定した区域ごとに次のとおりとします。

(施設入所支援・療養介護・生活介護・就労継続支援B型(非雇用型)は県全域を1つの区域とします。)

障害福祉計画 サービス見込量一覧表

(単位:1月あたり利用延べ時間数・日数,人数)

区分	H18	H19	H20	H23
<b>(A) 訪問系サービス</b>				
居宅介護	38,219時間	41,816時間	48,838時間	62,644時間
重度訪問介護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				
<b>(B) 日中活動系サービス</b>				
生活介護	6,389人日	19,882人日	28,322人日	75,183人日
自立訓練(機能訓練)	166人日	800人日	1,123人日	2,827人日
自立訓練(生活訓練)	2,066人日	4,183人日	5,844人日	15,043人日
就労移行支援	484人日	1,659人日	2,254人日	7,149人日
就労継続支援(A型:雇用)	467人日	1,568人日	2,935人日	8,931人日
就労継続支援(B型:非雇用)	2,355人日	8,361人日	14,573人日	43,930人日
療養介護	74人	81人	88人	108人
児童デイサービス	6,474人日	7,310人日	7,946人日	9,973人日
短期入所	3,478人日	3,796人日	4,106人日	5,049人日
<b>(C) 居住系サービス</b>				
共同生活援助	612人	784人	964人	1,723人
共同生活介護				
施設入所支援				
<b>(D) 相談支援(サービス利用計画作成対象者)</b>				
相談支援	120人	132人	151人	197人

【参考:新体系移行前の旧法施設サービス】

日中活動系サービス	125,347人日	105,349人日	90,625人日	0人日
居住系サービス(入所)	4,022人	3,494人	3,101人	0人

(注) 区域ごとの見込量は巻末に掲載しています。

障害者自立支援法における介護給付等の内容

種類	内容
介護給付	
居宅介護	居宅において入浴，排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき，居宅における入浴，排せつ又は食事の介護等の便宜及び移動中の介護を総合的に供与する。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき，当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護，外出時における移動中の介護等の便宜を供与する。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等であって，その介護の必要の程度が著しく高いものにつき，居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供する。
療養介護	医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき，主として昼間において，病院において行われる機能訓練，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与する。
生活介護	常時介護を要する障害者につき，主として昼間において，障害者支援施設等において行われる入浴，排せつ又は食事の介護，創作的活動又は生産活動の機会の提供等の便宜を供与する。
児童デイサービス	障害児につき，肢体不自由児施設等に通わせ，日常生活における基本的な動作の指導，集団生活への適応訓練等の便宜を供与する。
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により，障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき，当該施設に短期間の入所をさせ，入浴，排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する。
共同生活介護 (ケアホーム)	主として夜間において，共同生活を営むべき住居において，入浴，排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する。
施設入所支援	生活介護を受けている者又は自立訓練若しくは就労移行支援を受けている者であって，入所させながら当該訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの等につき，主として夜間において，入浴，排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する。

障害者自立支援法における介護給付等の内容

種類	内容
訓練等給付	
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者につき、1年6か月以内の期間にわたり、障害者支援施設等において行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション等の必要な支援を行う。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者又は精神障害者につき、2年（長期間入院していたその他これに類する事由のある障害者にあつては、3年）以内の期間にわたり、障害者支援施設等において行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練等の支援を行う。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害者であつて、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、2年（専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的とする場合にあつては、3年又は5年）以内の期間にわたり、生産活動及び職場体験等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援等を行う。
就労継続支援 (A型)	通常の事業所に雇用されることが困難であつて、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難であつて、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むのに支障のない知的障害者又は精神障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。
相談支援	
相談支援	一定の障害福祉サービスを利用する障害者等であつて、障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者、単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者等につき、依頼をした障害者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向等を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービスの目標及びその達成時期等を定めたサービス利用計画を作成するとともに、当該計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整等を行う。

## I 本県の障害福祉サービス利用者の推計値

	[平成17年度]	[平成23年度]
1 ホームヘルプ等訪問系サービスの利用者数	1493人 → (1.8倍) →	2697人
2-1 短期入所等日中系サービスの利用者数	1224人 → (1.7倍) →	2082人
2-2 生活介護等日中系サービスの利用者数 (小規模作業所含む)	6996人 → (1.2倍) →	8208人
3 一般就労への移行者数	18人 → (3.0倍) →	54人
4 入所・入院等居住系サービスの利用者数	既入所者 4061人 精神入院患者 691人 (受入条件が整えば退院可能な者) グループホーム・ケアホーム 510人	施設入所者等 3772人 (H17年度入所者△7%=△289人) 入院継続 108人(H24年度で0) 入所からの移行 △ 552人 精神生活訓練から移行△ 137人 入院からの移行 △ 583人 (973人;入所539+精訓137+入院297) 1723人 ← 新規240人 (346人:入所13+入院286+身障福祉ホーム47) 福祉ホーム・一般住宅等

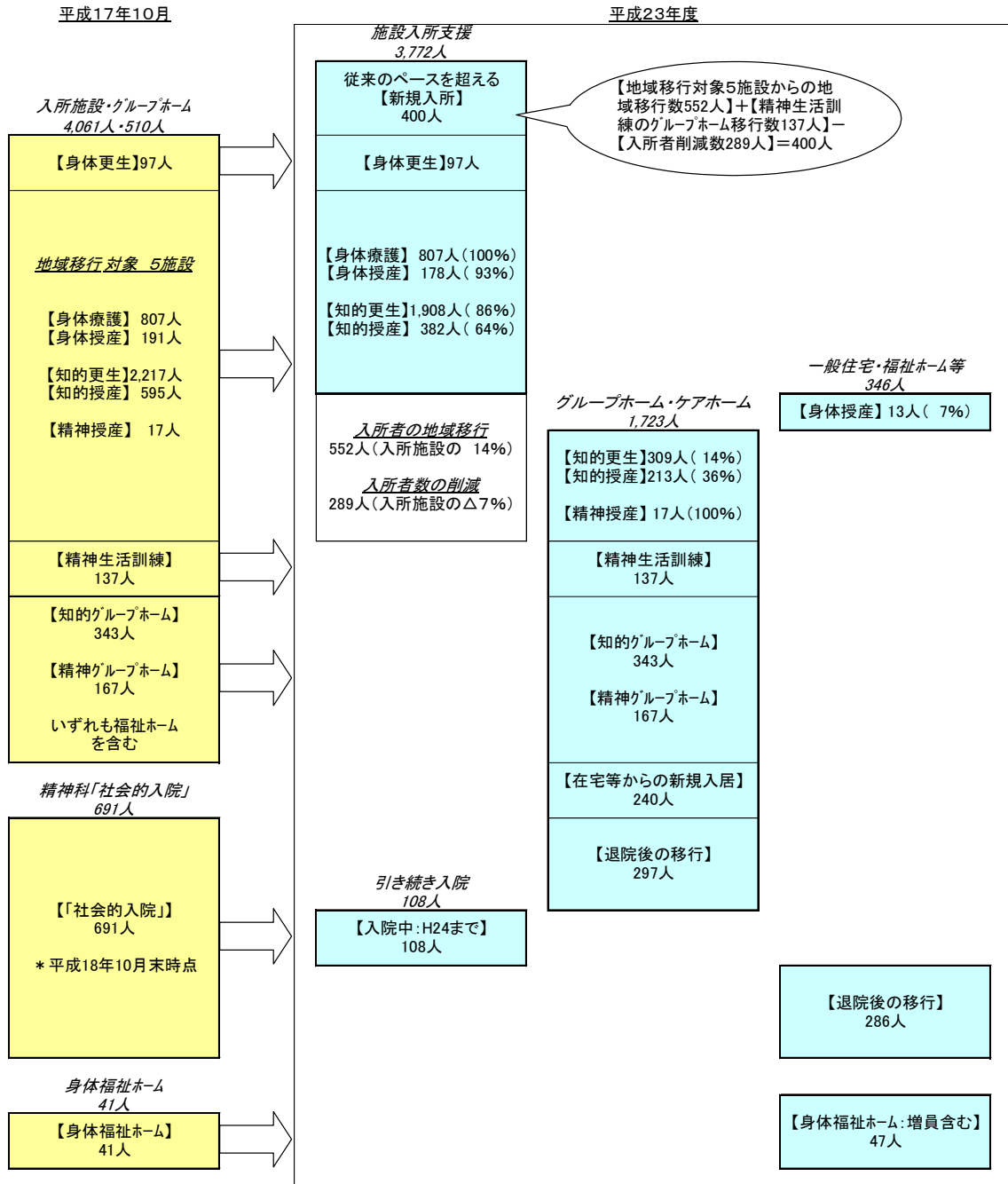
●上記は、国の基本指針をベースに、県で実施した「事業所新体系移行計画」及び「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」に係る調査結果などを踏まえたものです。

## II 全国の障害福祉サービス利用者の将来見通し(厚生労働省による推計)

	[平成17年度]	[平成23年度]
1 ホームヘルプ等訪問系サービスの利用者数	9万人 → (1.8倍) →	16万人
2 生活介護等日中系サービスの利用者数 (小規模作業所含む)	38万人 → (1.25倍) →	48万人
3 一般就労への移行者数	0.2万人 → (4倍) →	0.8万人
4 入所・入院等居住系サービスの利用者数	既入所者 15万人 精神入院患者 7万人 (受入条件が整えば退院可能な者) グループホーム・ケアホーム 3万人	施設入所者等 16万人 △6万人 → 地域移行 { 入所からの移行 △1万人 入院からの移行 △5万人 (3万人) ↓ 9万人 (3万人) 福祉ホーム・一般住宅等

### 居住系サービスの移行概要(イメージ)

事業所の移行計画や「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」調査などを基に、居住系サービスを次のように見込む。



★身体更生施設と精神生活訓練施設は、入所期限があるため地域移行対象外の入所施設とされる。(入所者数の減には含む。)

～事業所の新体系移行調査結果の概要(定員ベース)～

旧体系施設の日中活動定員(H18)			事業所移行計画による新体系のすがた(H23)	
区分	種別	割合	施設種別	割合
身体障害	更生	2.4%	生活介護	50.5%
	療護	15.8%	自立訓練(機能訓練)	2.6%
	入所授産	3.5%	自立訓練(生活訓練)	11.8%
	通所授産	6.4%	就労移行支援	7.2%
	小規模通所授産	1.8%	就労継続支援A型(雇用型)	4.8%
	福祉工場	0.9%	就労継続支援B型(非雇用型)	22.3%
	小計	30.8%	地域活動支援センター	0.8%
知的障害	入所更生	39.3%	計	100.0%
	通所更生	3.4%		
	入所授産	10.4%		
	通所授産	7.1%		
	小規模通所授産	1.6%		
	福祉工場	1.1%		
	小計	62.9%		
精神障害	入所授産	0.3%		
	通所授産	2.2%		
	生活訓練	2.8%		
	小規模通所授産	0.4%		
	福祉工場	0.5%		
	小計	6.3%		
計		100.0%		

旧体系施設の入所定員(H18)			事業所移行計画による新体系のすがた(H23)	
区分	種別	割合	施設種別	割合
身体障害	更生	3.0%	施設入所支援	81.9%
	療護	20.4%	グループホーム等(地域移行対象施設)	14.1%
	入所授産	4.8%	グループホーム等(精神生活訓練施設)	4.0%
	小計	28.2%	計	100.0%
知的障害	入所更生	53.6%		
	入所授産	13.7%		
	小計	67.3%		
精神障害	入所授産	0.5%		
	生活訓練	4.0%		
	小計	4.5%		
計		100.0%		

施設入所者数については、平成23年度までに一定の新規入所者数を見込むため、最終的には約7%減となる。

・入所期限のある身体障害者更生施設と精神障害者生活訓練施設は、地域移行対象施設に含まない。

●障害種別の移行状況(経年累積率)

	第一期			第二期		
	H18	H19	H20	H21	H22	H23
身体障害	2.2%	23.5%	33.9%	56.9%	66.5%	100.0%
知的障害	2.7%	15.6%	27.5%	63.8%	79.4%	100.0%
精神障害	0.0%	5.5%	30.1%	45.2%	45.2%	100.0%
計	2.4%	17.4%	29.6%	60.5%	73.3%	100.0%

	第一期			第二期		
	H18	H19	H20	H21	H22	H23
身体障害	0.0%	11.6%	18.8%	49.4%	62.9%	100.0%
知的障害	0.0%	11.4%	20.7%	58.9%	75.7%	100.0%
精神障害	0.0%	11.1%	33.3%	33.3%	33.3%	100.0%
計	0.0%	11.4%	20.8%	55.0%	70.2%	100.0%

## 第2節 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の必要な見込量の確保のための方策

平成19年度中に設置予定の県自立支援協議会や労働局主催の雇用連絡会議等において関係機関との緊密な連携を図りつつ、特別対策事業の「相談支援体制整備特別対策事業」を実施するなどにより、指定障害福祉サービス又は指定相談支援の必要量が充足される提供体制づくりを促進します。

さらに、市町村自立支援協議会との連携を強化することにより、県及び市町村が一体となった取り組みも併せて推進します。

また、NPO等と連携した共生・協働の仕組みづくりを通じて、障害者等が身近なところでサービスを利用でき、また、特別対策事業の「小規模作業所緊急支援事業」や「移行等支援事業」を実施するなどにより、現在の小規模作業所が地域活動支援センターや個別給付事業等に円滑に移行できるよう努めます。

特に、過疎・離島地域でのサービス確保に努めるとともに、県社会福祉協議会のボランティアセンターを活用するなどにより、障害福祉に関心のある方をボランティア活動等につなげる仕組みづくりに努めます。

さらに、障害者等がサービスを適切に利用し、地域において自立し安心して生活を送るためには、地域の理解は不可欠であることから、学校教育や社会教育とも連携を図りつつ、障害に係る正しい理解を得られるよう努めます。

## 第3節 指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

指定障害福祉サービス又は指定相談支援並びに施設障害福祉サービスに従事する者の確保又は資質の向上のために、県において、「サービス管理責任者研修」及び「相談支援専門員研修」を定期的実施するとともに、研修内容の充実に努めます。



#### 第4節 指定障害者支援施設等の必要入所定員総数

新体系の障害者支援施設（施設入所支援を行うとともに施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設）及び旧体系入所施設（身体障害者療護施設等の経過措置対象施設）の必要入所定員総数は以下のとおりとします。

当該定員総数については、第2章第2節にあるように、施設入所者数が平成23年度までに約7%減少する見込みであるため、当該減少率を踏まえたものとしてします。

##### 指定障害者支援施設等の必要入所定員総数

区分	H18	H19	H20	H23
入所定員総数	4,125人	4,086人	4,033人	3,848人
うち新体系	30人	521人	869人	3,848人
うち旧体系	4,095人	3,565人	3,164人	0人

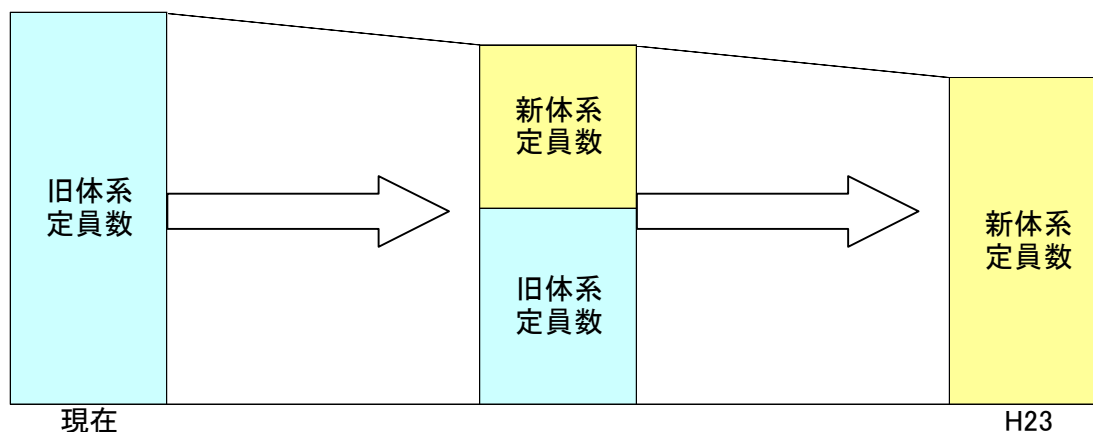
##### 現在の施設入所定員（平成18年度末現在）

障害区分	施設種別	人数
身体障害	更生施設	120
	療護施設	810
	授産施設	190
知的障害	更生施設	2,230
	授産施設	595
精神障害	授産施設	20
	生活訓練施設	160
計		4,125

（注）平成18年度開設施設（新体系）は、知的障害者更生施設に含む。

##### ～必要入所定員総数の設定イメージ～

○必要入所定員総数は、平成23年度の目標値に向けて段階的に設定するとともに、新体系施設と旧体系施設を合計して管理します。



## 第4章 地域生活支援事業について

### 第1節 地域生活支援事業の種類ごとの見込み

地域生活支援事業の種類ごとの見込みは次のとおりとします。

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度	
	実施見込 箇所数	利用 見込者数	実施見込 箇所数	利用 見込者数	実施見込 箇所数	利用 見込者数	実施見込 箇所数	利用 見込者数
(1) 専門性の高い相談支援事業								
① 発達障害者支援センター運営事業	1	1,700	1	2,000	1	2,000	1	2,000
② 障害者就業・生活支援センター事業	1	1,600	1	1,700	2	2,300	3	3,000
③ 高次脳機能障害支援普及事業	0	0	0	0	1	100	1	100
(2) 広域的な支援事業								
① 県相談支援体制整備事業等								
ア 県相談支援体制整備事業等	0		1		1		1	
イ 県自立支援協議会	0		1		1		1	
ウ 障害児等療育支援事業	8		8		8		9	
② 精神障害者退院促進支援事業	0	0	1	3	1	3	1	3
(3) 人材育成事業								
① 相談支援従事者研修	1	50	1	100	1	100	1	100
② サービス管理責任者研修	1	150	1	100	1	100	1	100
③ 手話通訳者養成研修	2	30	2	30	2	30	2	30
④ 盲ろう者通訳養成	5	150	5	150	5	150	5	150
⑤ 音声機能障害者発声訓練指導養成	1	3	1	3	1	3	1	3
⑥ 相談員活動強化	1	271	1	271	1	271	1	271
⑦ 障害程度区分認定調査員等研修	54	930	10	500	10	500	10	500
(4) その他事業								
① 生活訓練等事業	8事業		8事業		8事業		8事業	
② 情報支援等事業								
③ 社会参加促進事業								
④ 障害者IT総合推進事業	1	10	1	10	1	10	1	10

・人材育成事業の研修事業における「実施見込箇所数」は「研修開催予定回数」と読み替えます。

## 第2節 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項及び提供体制の確保に関し必要な事項

### (1) 専門性の高い相談支援事業

#### ①「発達障害者支援センター運営事業」

自閉症等の発達障害者及びその家族等に対し、総合的に支援を行う地域の拠点として県児童総合相談センター内に発達障害者支援センターを設置し、発達障害者及びその家族等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係機関、関係施設との連携強化等により、地域における総合的な支援体制を整備します。

#### 【事業内容】

- ・発達障害者及びその家族等に対する相談支援
- ・発達障害の総合的診断
- ・発達障害者及びその家族等に対する発達支援
- ・発達障害者に対する就労支援
- ・関係施設、関係機関等に対する普及啓発及び研修
- ・発達障害者支援に携わる人材の育成
- ・地域の療育機関等との連携

#### ②「障害者就業・生活支援センター運営事業」

障害者雇用率の低下、解雇者数の増加等障害者の雇用環境が一段と厳しさを増している背景をふまえ、就業面の支援のみならず生活習慣の形成や日常生活の自己管理などに関する生活支援を行い、障害者の就業における自立を図ることを目的とし、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携しながらこれに伴う生活に関する指導・助言・職業準備訓練のあっせんなど必要な支援を一体的に行います。

#### 【事業内容】

- ・障害者からの相談に応じ、その就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の援助
- ・事業主に対して障害者の就職後の雇用管理に係る助言等
- ・障害者に対して障害者職業総合センター、地域障害者職業センター又は事業主により行われる職業準備訓練を受けること及び職業実習を行うことについてのあっせん
- ・障害者雇用支援者に関する情報の収集及び提供、障害者雇用支援者に対する研修
- ・関係機関との連絡会議開催及びこれら機関との連携

**【特別対策による事業】**

- ・「就労支援事業移行初期支援強化事業」 等

**③「高次脳機能障害支援普及事業」**

高次脳機能障害者に対するサービスの質の向上を図るために、高次脳機能障害者への支援拠点を置き、高次脳機能障害者に対する専門的な支援を行い、もって高次脳機能障害者の社会復帰を促進します。

**【事業内容】**

- ・支援拠点機関による支援（コーディネーターによる専門的な個別相談，ケアプランの作成，関係機関との連絡及び調整，ケア会議等の開催）
- ・地域支援ネットワークの整備
- ・関係者への研修会

**(2) 広域的な対応が必要な事業**

**①「県相談支援体制整備事業」「県自立支援協議会」**

平成19年度設置予定の県自立支援協議会に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進します。

なお、県自立支援協議会は、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体の代表者、市町村、学識経験者等で構成するものとし、自立支援の対象分野ごとの部会を設けることとします。

**【事業内容】**

- ・市町村自立支援協議会等に対する地域のネットワーク構築に向けた指導及び調整
- ・地域で対応困難な事例に係る助言等
- ・広域的課題及び複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備の支援
- ・相談支援従事者の能力向上に向けた指導
- ・地域の社会資源の点検及び開発に関する援助

**【特別対策による事業】**

- ・「相談支援体制整備特別支援事業」
- ・「特別アドバイザー派遣事業」
- ・「相談支援事業立ち上げ支援事業」
- ・「ピアサポート強化事業」 等

## ②「障害児等療育支援事業」

在宅心身障害児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる支援体制（支援施設）を整備するとともに、これらの施設と十分な連携のもとに地域における療育の専門的、総合的な支援体制（拠点施設）を整備することにより、在宅障害児（者）の福祉の向上を図ります。

### 【事業内容】

- ・訪問による療育指導
- ・外来による専門的な療育相談及び指導
- ・障害児の通う保育所や障害児通園事業等の職員の療育技術の指導
- ・療育機関に対する支援

### 【特別対策による事業】

- ・「障害児を育てる地域の支援体制整備事業」 等

## ③「精神障害者退院促進支援事業」

全国と比べて精神科入院患者数が多い本県の状況（平成15年6月30日現在人口万対在院患者数：鹿児島県54.0人，全国25.9人）及び精神科入院の特性（精神科病院においては、長期入院している患者が多く、地域での受入条件が整わないために、通院治療に切り替えることができず、やむなく入院継続に至っているケースがあります）を踏まえて、精神科病院に入院している精神障害者のうち、受入条件が整えば退院可能である者に対し、円滑な地域移行を図るための支援を行い、退院促進を図ります。

なお、本事業の実施にあたっては、県自立支援協議会に精神部会を置き、これにあてるとともに、本事業の一部（地域退院支援協議会の設置・運営）を指定相談支援事業者に委託して実施します。

### 【事業内容】

- ・県自立支援協議会（精神部会）での協議
- ・地域退院支援協議会での協議
- ・退院支援計画の作成
- ・相談支援、グループホーム生活体験等（退院準備，退院後のサポート）
- ・他地域への普及啓発

### 【特別対策による事業】

- ・「精神障害者退院促進強化事業」
- ・「グループホーム・ケアホーム整備推進事業」（知的障害者含む） 等

### (3) 人材育成事業

障害福祉サービス又は相談支援が円滑になされるよう、サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成し、サービス等の質の向上を図ります。

#### ①「相談支援従事者研修」

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ります。

#### ②「サービス管理責任者研修」

障害特性や障害者の生活実態に関する詳細な知識と経験及び個別支援計画の作成・評価などの知識と技術の向上のため、またサービスの質の確保に必要な知識、技術を有するサービス管理責任者の養成を図ります。

#### ③「手話通訳者養成研修事業」

身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、かつ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得し、市町村のコミュニケーション支援事業において手話通訳者として活躍できる人材を養成します。

#### ④「盲ろう者通訳養成事業」

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者通訳・介助員を養成研修します。

#### ⑤「音声機能障害者発声訓練指導養成事業」

疾病等により咽頭を全摘出し、音声機能を喪失した者に対し、社会復帰を促進するため発声訓練を行い、又訓練に携わる指導員を養成するため研修会に派遣します。

#### ⑥「身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業」

本事業は、身体障害者・知的障害者の更生援護に関する指導助言を行うため、各市町村に相談員を設置し、身体障害者・知的障害者の福祉の増進に資することを目的とします。

- ・身体障害者及び知的障害者の更生援護に関する相談、助言、指導
- ・身体障害者及び知的障害者の更生援護に関する関係機関への連絡
- ・身体障害者及び知的障害者に対する援護思想の普及

#### ⑦「障害程度区分認定調査員等研修事業」

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われるよう、障害程度区分認定調査員、市町村審査会委員及び主治医（意見書を記載する医師）に対する各研修を実施します。

#### 【特別対策による事業】

- ・「移行等支援事業」
- ・「精神障害者退院促進強化事業」（再掲）
- ・「就労支援事業移行初期支援強化事業」（再掲）
- ・「相談支援体制整備特別支援事業」（再掲）
- ・「障害児を育てる地域の支援体制整備事業」（再掲） 等

#### （４）その他の事業

##### ①「生活訓練等事業」

障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導を行うことにより、生活の質的向上を図ります。（オストメイト社会適応訓練事業，脊髄損傷者生活訓練事業，リュウマチ身体障害者生活訓練事業，腎機能障害者生活訓練事業，視覚障害者生活訓練事業，中途失明者緊急生活訓練事業，聴覚障害者発声言語訓練事業など。）

##### ②「情報支援等事業」

###### ア 手話通訳者設置事業

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を県障害福祉課内に配置し、県庁内での手話通訳業務（福祉行政相談，保健医療相談，就労相談等）の他，各種大会での手話通訳等を行います。

###### イ ビデオライブラリー設置事業

字幕ビデオカセットの製作委託・貸し出しを行い，テレビ・ラジオ等の音声情報を享受することのできない聴覚障害者の生活文化の向上を図り，社会参加と自立の促進を図ります。

###### ウ 視覚障害者リアルタイム情報提供事業

本事業は，厚生労働省から委託を受けた日本盲人会連合会が配信する新聞情報等を電話を介して提供することにより情報バリアフリーの推進を図ることを目的とします。利用者が一般電話，携帯電話等から情報サーバーに接続された電話回線に電話することにより，新聞情報，日本盲人会連合会からの福祉情報，その他地域情報等が得られます。

### ③「社会参加促進事業」

スポーツ・芸術活動等の事業を行うことにより、障害者の社会参加を促進するために、障害者社会参加推進センター運営事業、身体障害者補助犬育成事業、奉仕員養成研修事業、スポーツ・レクレーション教室開催事業、芸術・文化講座開催事業、その他社会参加促進事業を実施します。

### ④「障害者IT総合推進事業」

本事業は、障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図り、ITを活用した障害者の社会参加を促進することを目的とし、障害者ITサポートセンターを拠点として、パソコン等情報通信機器の利用方法やパソコン利用による在宅就労等の相談支援、パソコン機器等の使用に関する支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣、その他障害者のIT利活用を支援する事業を行います。

#### 【特別対策による事業】

- ・「相談支援体制整備特別支援事業」（再掲）
- ・「ピアサポート強化事業」（再掲）
- ・「視覚障害者等情報支援」
- ・「在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業」 等



## 第5章 地域共助のまちづくりに向けて

障害者等が地域において自己実現を図りながら、いきいきと暮らせるためには、障害者等の生活を地域全体で支える「地域共助のまちづくり」が重要となります。

そのため、平成19年度中に設立する「県自立支援協議会」を中心とした保健・医療、教育、住宅、雇用等に係る関係機関との連携の下に、障害者等の年齢段階や生活環境等に応じた、切れ目のない施策の推進に努めます。

また、「地域共助のまちづくり」を進めるためには、障害等に係る正しい理解を深めることが不可欠であるため、学校教育や社会教育とも連携した取り組みを更に進めます。

また、「共生・協働」の理念に基づいたボランティア活動の支援機能の向上、NPO等によるサービスの提供や障害者等に対する公共交通機関の割引制度等を促進しつつ、県全体の均衡ある障害福祉サービス提供体制の整備を進めるとともに、災害時等の非常時においても、障害者等の安全確保を図るため、市町村による障害者等一人ひとりの状況に応じた避難支援計画の作成を促進し、障害者等に必要不可欠なサービス提供体制が整えられるよう、関係機関との緊密な連携に努めます。

さらに、障害者等に対して、必要な福祉サービス等の情報が適切に届くよう、市町村や関係機関との連携に努めます。

### 【共生・協働とは…（鹿児島県ホームページより）】

多様な主体が、相互に特性や役割を認識し、尊重しあいながら、対等な立場で、共通の目的を達成するために協力することをいいます。

県では、地域のさまざまな問題解決や行政サービスの提供などの場面において、行政のみではなく、地域の自治会、ボランティア、NPO等地域社会の様々な構成員がともに協力し、支え合うことにより、県民が生涯を通じて安心して暮らしていける活力ある「共生・協働の地域社会」づくりの取組をすすめています。

- ・「高齢者等くらし安心ネットワーク事業」
- ・「福祉のまちづくり推進事業」

### 【特別対策による事業】

- ・「相談支援体制整備特別支援事業」（再掲）
- ・「精神障害者退院促進強化事業」（再掲）
- ・「障害児を育てる地域の支援体制整備事業」（再掲）
- ・「オストメイト対応トイレ緊急整備」 等

## 第6章 計画の達成状況の点検及び評価

県計画の達成状況については、それぞれの地域のサービス支給量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行の状況等を把握し、県自立支援協議会による障害者等の生活・就学・就労に係る具体的な指標に基づいた点検・評価の結果を県障害者施策推進協議会に報告し、県・市町村・関係機関が連携して計画の円滑な推進に努めます。

また、市町村計画の達成状況については、平成19年度から県が実施する障害者自立支援円滑化推進事業により、市町村における点検・評価を支援し、計画の着実な推進に努めます。

### 【特別対策による事業】

- ・「障害者自立支援円滑化推進事業」 等

【巻末資料】 区域ごとの障害福祉サービス等の見込量（第3章第1節関係）

第1章第3節に規定する区域ごとの障害福祉サービス等の見込量は以下のとおりです。

なお、県全体を1区域とする「生活介護」「療養介護」「就労継続支援B型」「施設入所支援」についても、便宜上、区域ごとに記載しています。

1 鹿児島区域 (単位:1月あたり利用延べ時間数・日数, 人数)

区分	H18	H19	H20	H23
<b>(A) 訪問系サービス</b>				
居宅介護	20,989時間	23,023時間	26,928時間	34,490時間
重度訪問介護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				
<b>(B) 日中活動系サービス</b>				
生活介護	2,149人日	6,183人日	8,637人日	21,832人日
自立訓練(機能訓練)	10人日	391人日	591人日	1,460人日
自立訓練(生活訓練)	386人日	936人日	1,743人日	4,463人日
就労移行支援	167人日	402人日	548人日	1,900人日
就労継続支援(A型:雇用)	126人日	447人日	1,090人日	3,119人日
就労継続支援(B型:非雇用)	861人日	3,071人日	5,102人日	15,029人日
療養介護	19人	20人	22人	28人
児童デイサービス	2,143人日	2,598人日	2,852人日	3,736人日
短期入所	1,633人日	1,787人日	1,932人日	2,379人日
<b>(C) 居住系サービス</b>				
共同生活援助	182人	216人	259人	405人
共同生活介護				
施設入所支援	18人	201人	310人	1,065人
<b>(D) 相談支援(サービス利用計画作成対象者)</b>				
相談支援	50人	56人	62人	82人

【参考:新体系移行前の旧法施設サービス】

日中活動系サービス	40,275人日	33,530人日	28,229人日	0人日
居住系サービス(入所)	1,105人	914人	788人	0人

## 2 南薩区域

(単位:1月あたり利用延べ時間数・日数,人数)

区分	H18	H19	H20	H23
(A) 訪問系サービス				
居室介護	2,164時間	2,360時間	2,754時間	3,541時間
重度訪問介護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				
(B) 日中活動系サービス				
生活介護	275人日	2,188人日	3,299人日	9,514人日
自立訓練(機能訓練)	3人日	56人日	80人日	261人日
自立訓練(生活訓練)	661人日	1,119人日	864人日	2,247人日
就労移行支援	24人日	204人日	315人日	1,220人日
就労継続支援(A型:雇用)	26人日	342人日	585人日	1,835人日
就労継続支援(B型:非雇用)	204人日	1,130人日	2,149人日	6,882人日
療養介護	3人	4人	4人	5人
児童デイサービス	681人日	737人日	794人日	963人日
短期入所	319人日	348人日	377人日	464人日
(C) 居住系サービス				
共同生活援助	85人	113人	142人	264人
共同生活介護				
施設入所支援	1人	54人	95人	490人
(D) 相談支援(サービス利用計画作成対象者)				
相談支援	8人	8人	10人	13人

【参考:新体系移行前の旧法施設サービス】

日中活動系サービス	17,771人日	14,660人日	13,065人日	0人日
居住系サービス(入所)	526人	469人	421人	0人

## 3 北薩区域

(単位:1月あたり利用延べ時間数・日数,人数)

区分	H18	H19	H20	H23
(A) 訪問系サービス				
居室介護	2,614時間	2,851時間	3,326時間	4,277時間
重度訪問介護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				
(B) 日中活動系サービス				
生活介護	623人日	2,524人日	3,646人日	10,112人日
自立訓練(機能訓練)	115人日	160人日	183人日	334人日
自立訓練(生活訓練)	293人日	511人日	784人日	2,130人日
就労移行支援	143人日	246人日	320人日	964人日
就労継続支援(A型:雇用)	28人日	152人日	270人日	1,012人日
就労継続支援(B型:非雇用)	519人日	1,063人日	1,632人日	4,849人日
療養介護	16人	18人	19人	23人
児童デイサービス	528人日	576人日	624人日	768人日
短期入所	174人日	190人日	206人日	254人日
(C) 居住系サービス				
共同生活援助	73人	93人	114人	208人
共同生活介護				
施設入所支援	0人	47人	89人	500人
(D) 相談支援(サービス利用計画作成対象者)				
相談支援	14人	16人	18人	23人

【参考:新体系移行前の旧法施設サービス】

日中活動系サービス	16,068人日	13,568人日	11,773人日	0人日
居住系サービス(入所)	537人	482人	435人	0人

## 4 始良・伊佐区域

(単位:1月あたり利用延べ時間数・日数,人数)

区分	H18	H19	H20	H23
(A) 訪問系サービス				
居宅介護	3,904時間	4,255時間	4,955時間	6,357時間
重度訪問介護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				
(B) 日中活動系サービス				
生活介護	1,091人日	2,647人日	3,912人日	10,561人日
自立訓練(機能訓練)	7人日	61人日	88人日	262人日
自立訓練(生活訓練)	207人日	486人日	770人日	2,109人日
就労移行支援	79人日	211人日	301人日	955人日
就労継続支援(A型:雇用)	37人日	124人日	241人日	835人日
就労継続支援(B型:非雇用)	405人日	1,273人日	2,435人日	7,105人日
療養介護	19人	20人	22人	27人
児童デイサービス	1,353人日	1,469人日	1,584人日	1,930人日
短期入所	513人日	560人日	606人日	746人日
(C) 居住系サービス				
共同生活援助	104人	130人	152人	270人
共同生活介護				
施設入所支援	0人	54人	98人	499人
(D) 相談支援(サービス利用計画作成対象者)				
相談支援	17人	19人	22人	28人

【参考:新体系移行前の旧法施設サービス】

日中活動系サービス	15,616人日	13,648人日	11,687人日	0人日
居住系サービス(入所)	538人	480人	431人	0人

## 5 大隅区域

(単位:1月あたり利用延べ時間数・日数,人数)

区分	H18	H19	H20	H23
(A) 訪問系サービス				
居宅介護	4,325時間	4,719時間	5,500時間	7,068時間
重度訪問介護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				
(B) 日中活動系サービス				
生活介護	1,215人日	4,010人日	5,525人日	13,908人日
自立訓練(機能訓練)	4人日	52人日	75人日	232人日
自立訓練(生活訓練)	202人日	374人日	648人日	2,020人日
就労移行支援	25人日	162人日	277人日	1,197人日
就労継続支援(A型:雇用)	226人日	416人日	572人日	1,452人日
就労継続支援(B型:非雇用)	221人日	1,011人日	1,743人日	5,697人日
療養介護	8人	8人	9人	11人
児童デイサービス	992人日	1,083人日	1,174人日	1,447人日
短期入所	471人日	514人日	556人日	685人日
(C) 居住系サービス				
共同生活援助	92人	119人	144人	276人
共同生活介護				
施設入所支援	0人	86人	148人	700人
(D) 相談支援(サービス利用計画作成対象者)				
相談支援	17人	18人	21人	27人

【参考:新体系移行前の旧法施設サービス】

日中活動系サービス	20,952人日	17,260人日	14,865人日	0人日
居住系サービス(入所)	757人	663人	592人	0人

## 6 熊毛区域

(単位:1月あたり利用延べ時間数・日数,人数)

区分	H18	H19	H20	H23
(A) 訪問系サービス				
居室介護	1,061時間	1,157時間	1,350時間	1,736時間
重度訪問介護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				
(B) 日中活動系サービス				
生活介護	450人日	759人日	1,055人日	2,852人日
自立訓練(機能訓練)	2人日	21人日	30人日	91人日
自立訓練(生活訓練)	23人日	145人日	219人日	408人日
就労移行支援	5人日	21人日	38人日	182人日
就労継続支援(A型:雇用)	5人日	23人日	42人日	169人日
就労継続支援(B型:非雇用)	21人日	195人日	342人日	770人日
療養介護	3人	5人	5人	6人
児童デイサービス	118人日	128人日	139人日	171人日
短期入所	12人日	13人日	14人日	18人日
(C) 居住系サービス				
共同生活援助	25人	37人	50人	96人
共同生活介護				
施設入所支援	0人	16人	29人	147人
(D) 相談支援(サービス利用計画作成対象者)				
相談支援	2人	2人	3人	4人

【参考:新体系移行前の旧法施設サービス】

日中活動系サービス	3,827人日	3,352人日	2,921人日	0人日
居住系サービス(入所)	158人	139人	124人	0人

## 7 奄美区域

(単位:1月あたり利用延べ時間数・日数,人数)

区分	H18	H19	H20	H23
(A) 訪問系サービス				
居室介護	3,163時間	3,450時間	4,025時間	5,175時間
重度訪問介護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				
(B) 日中活動系サービス				
生活介護	587人日	1,572人日	2,249人日	6,404人日
自立訓練(機能訓練)	25人日	59人日	76人日	186人日
自立訓練(生活訓練)	294人日	611人日	816人日	1,666人日
就労移行支援	40人日	413人日	455人日	731人日
就労継続支援(A型:雇用)	19人日	64人日	134人日	509人日
就労継続支援(B型:非雇用)	125人日	617人日	1,169人日	3,598人日
療養介護	6人	6人	7人	8人
児童デイサービス	659人日	719人日	779人日	958人日
短期入所	356人日	385人日	415人日	504人日
(C) 居住系サービス				
共同生活援助	51人	76人	103人	204人
共同生活介護				
施設入所支援	2人	53人	83人	371人
(D) 相談支援(サービス利用計画作成対象者)				
相談支援	12人	13人	15人	20人

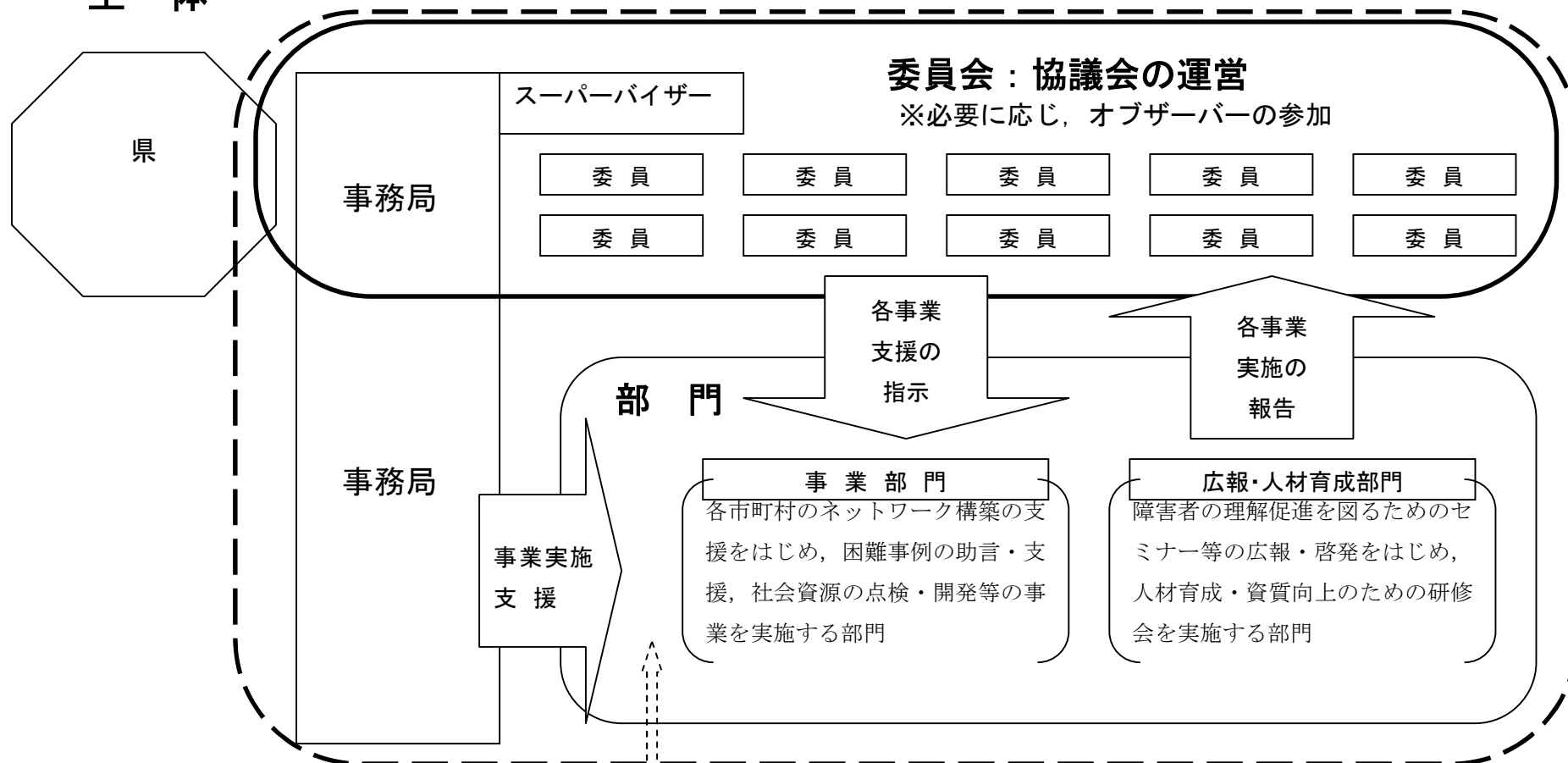
【参考:新体系移行前の旧法施設サービス】

日中活動系サービス	10,837人日	9,331人日	8,086人日	0人日
居住系サービス(入所)	401人	347人	310人	0人

# 【参考資料】 県障害者自立支援協議会（組織のイメージ）

事業実施  
主体

事業の運営



（構成員）身体・知的・精神の相談支援事業者、福祉事務所・保健所、医師・精神科医、障害者職業センター、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、身体・知的更生相談所、精神保健センター、発達障害者支援センター、県義務教育課・雇用労政課・障害福祉課 市町村自立支援協議会代表 等